

ジェトロ・プラハ事務所
2023 年 2 月 18 日作成

チェコの化粧品分野における法規制

以下**5つの法規等**は、化粧品会社がチェコ市場に参入する際に最も重要である。

1. 公衆衛生の保護に関する法律 258/2000 条
2. 化粧品に関する欧州議会および理事会の規則 (EC) 1223/2009 条
3. 消費者保護に関する法律 634/1992 条
4. 化粧品の安全性、効能、皮膚への刺激の度合いを評価するための欧州化粧品協会の方法論ガイド (「Cosmetics Europe Guidelines」)
5. 化粧品の包装に記載される文面についての規則 655/2013 条

重要なポイントは次の 3 つである。

1. 化粧品の安全性評価
2. EC 化粧品規則第 11 条(2)(a)～(e)に基づき、化粧品の最終バッチが市場へ出てから 10 年間、技術文書を保管すること。
3. 法律 258/2000 条に基づく届出の実施

日本の化粧品会社がチェコ市場へ参入するために必要となる手続き

1. **化粧品の安全性評価**：消費者個人の健康に対する化粧品の安全性の証明（法律 258/2000 条、および化粧品に関する欧州議会および理事会の規則 (EC) 1223/2009 条に基づいた項目）
 - 次の書類の提出が必要となる：名称、成分やその他製品に関する詳細に加えて、製品に含まれる各原料の安全データシート。同シートには、原料の説明、CAS 番号、製品に含まれる割合、副原料がある場合はその割合を記載する。
 - 製造工程、商品ラベルに記載する文章、アレルゲンのリスト、成分表（含有量の多い順に、ラテン語名で記載）、製品のサンプルをNárodní referenční centrum

pro kosmetiku (National Reference Center for Cosmetics) に提出し、認証を受ける。

2. 製品ラベルの記載事項：

- a) 責任者の氏名または登録名および住所。
- b) 5グラムまたは5ミリリットル未満の包装、無料サンプルおよび使い捨て包装を除き、重量または容量で表した包装時の記載含有量。
- c) 適切な条件下で保管された化粧品が、本来の機能を発揮し続けることができる期限となる日付。使用期限が30ヶ月を超える化粧品の包装には、使用期限の日付を表示する必要はない。
- d) 使用に関する特別な警告、および業務用化粧品に関する特別な安全情報。
- e) 化粧品の識別を可能にするバッチ番号または参照番号。
- f) 化粧品の表示から機能が明らかでない場合は、化粧品の機能。
- g) 成分表。この情報は、外装にのみ記載することができる。リストには、「成分」と表示しなければならない。

3. CPNP への登録：CPNP は、化粧品に関する欧州議会および理事会の規則（EC）1223/2009 条を実施するために整備されたオンライン通知システムである。

以上

【レポートの利用についての注意・免責事項】

本レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）プラハ事務所が委託先の Neubert Marketing & Co. に作成委託し、2022 年 10 月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及び有用性の確認は、読者の責任と判断で行うものとし、ジェトロおよび Neubert Marketing & Co. は一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Neubert Marketing & Co. が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

【レポートの内容に関するお問い合わせ先】

ジェトロ・ビジネス展開支援課 BDA@jetro.go.jp
(2023 年 4 月 1 日以降はジェトロ・海外展開支援部戦略企画課個別支援班 ODA@jetro.go.jp)

◆「海外発トレンドレポート」読後アンケートにご協力ください◆

本レポートは皆様の海外ビジネスにお役に立ちましたでしょうか？
今後の参考のため、役立ち度アンケートにご協力頂けましたら幸いです。

(所要時間：約1分)

